

(2) 経営改善支援事業			
事業種目	対象経費	対象経費例	補助上限
ア 経営改善の支援	事業所が経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援を目的とした専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）への委託経費や事務作業を行うための臨時職員を雇用する経費	・コンサルタント事業者や社会保険労務士等への委託費 ・経営改善に向けた事務作業を行うための臨時職員を雇出した経費	1事業所当たり 40 万円
イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	訪問介護員等の雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等（勤務日及び勤務時間が不定期な登録ヘルパーや非常勤の訪問介護員等をいう。以下同じ）の常勤化を促進するために要する経費を対象とする。	・登録ヘルパー等が常勤職員としての雇いを希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の経費 ・登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤の訪問介護員等を雇用する際に生じる賃金等の差額の経費	常勤化する登録ヘルパー等 1人につき 1月当たり 10 万円（3 か月まで）
ウ 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援	以下の要件に該当する小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループ（以下「事業者グループ」という。）が、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費 事業者グループには、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する法人を 1以上含むこと。 （ア） 1法人あたり 1の訪問介護等事業所を運営する法人 （イ） 運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数 が概ね200回以下である法人 （ウ） 運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均5人以下の法人 （エ） 運営する訪問介護等事業所が全て中山間地域等に所在する法人	・人材募集や一括採用、合同研修等の実施 ・従業員の職場定着や職場の魅力発信に資する取組 ・人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化 ・物品調達 の合理化のための共同購入の取組 ・協働化等にあわせて行う ICTインフラの整備	対象法人の要件（エ）に該当する法人を含む場合 1事業者グループ当たり 200 万円 対象法人の要件（エ）に該当する法人を含まない場合 1事業者グループ当たり 150 万円
エ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報教材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費	・HPの開設、改修費 ・リーフレット、チラシ等の作成費	1事業所当たり 30 万円
オ 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援（利用者の引継等に関する経費）	周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費。周辺事業所の休廃止等としては、周辺事業所の休止又は廃止のほか、周辺事業所が新規利用者の受入れを停止している場合等とする。なお、（サービス提供を継続する事業所における）訪問介護員等の急な退職に伴うかかり増し経費も補助対象とする。	休廃止事業所の利用者情報の引継・契約関連事務費 ・契約書作成に係る事務経費、休廃止事業所の記録等の引継やケアマネジャー等多職種連携の引継に要する費用（会議費用等） ・利用者宅への事前訪問やサービス担当者会議への参加に係る移動コスト（ガソリン代、公共交通機関の運賃）等	・周辺事業所の休廃止に伴う場合 1事業所当たり 10 万円 ・上記以外の事由に伴う場合 1事業所当たり 3 万円

※消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費としない

(3) 地域の体制づくり支援事業				
事業種目	対象経費	対象事業所の要件	対象経費例	補助上限
ア 通所介護事業所等の多機能化の支援	訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化（訪問機能の追加）を推進するため、訪問機能の導入に必要な備品の購入経費等の初期費用に加えて、一定期間の経営安定化の支援に必要な経費	訪問介護事業所が1か所もない地域又は必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域に所在する通所介護事業所等 ※補助対象事業者は通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所	(ア) 訪問機能の導入に係る経費 ・電動自転車やユニフォーム等の必要備品の購入費用 ・事業所のホームページ改修や、地域住民等への広告に係る費用 ・新たに訪問介護員等を配置するために必要な採用にかかる費用や、初任者研修の受講に係る費用	1事業所当たり150万円
			(イ) 訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化の支援に係る経費 ・訪問機能の導入から収入の安定が見込まれるまでの期間（※）、訪問1回につき定額の補助を行うための費用 （※）訪問回数が300回／月に達するまで（導入後6か月を上限とする）	訪問1回当たり1,000円
イ 人口減少地域等への訪問介護事業所 サテライト（出張所）設置の支援	中山間地域等の人口減少地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となる訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置を推進するため、サテライトの設置に必要な備品の購入経費等の初期費用に加えて、一定期間の経営安定化の支援に必要な経費	中山間地域等を基本とする	(ア) サテライトの設置に係る経費 ・備品（机、椅子、パソコン、通信機器等）購入費用 ・訪問用自転車など移動手段の確保に係る費用 ・サテライトを設置する土地や建物等の賃借に係る一時金（敷金、礼金等）	サテライト1箇所当たり150万円
			(イ) サテライト設置後の一定期間（設置後6か月を上限とする）の経営安定化の支援に係る経費 ・サテライトを設置する土地や建物等の賃借料 ・職員がサテライトに勤務するための交通費やガソリン代、宿泊料等に係る費用	サテライト1箇所当たり100万円

※消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費としない